

建設業退職金共済制度への加入に関する特記仕様書

長岡市が発注した建設工事にあたっては、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設業の健全な発展に資するため、建設業退職金共済制度の対象となる現場労働者について適切な対応を図れるよう留意するとともに下記のとおり取り扱う。

記

1 受注者は、建設業退職金共済制度の対象となる現場労働者を使用する場合、建設業退職金共済制度に加入し、「掛金収納書（掛金収納書提出用台紙に貼り付けたもの。以下同じ）」を工事請負契約締結後、原則1か月以内（電子申請方式による場合にあっては、「掛金収納書（電子申請方式）」を工事請負契約締結後、原則40日以内）に、発注者に提出すること。

また、対象労働者の就労日数が予定より増加した等により共済証紙もしくは退職金ポイントが不足する場合は、追加購入し、当該購入に係る「掛金収納書」を工事完成時までに、発注者に提出すること。

2 受注者は、工事現場又は現場事務所の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」（シール）の掲示を行うこと。

3 受注者は、工事完成時、「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」を監督員に提示すること。

また、必要に応じて、監督員が「工事別共済証紙受払簿」等の附属書類の提示を求めるところもあるため、受注者は適切に管理しておくこと。

4 受注者（下請契約を締結したときは、当該下請業者を含む。）が、従業員について他の退職金支給制度に加入しているなどの理由により、当該工事について建設業退職金共済制度の対象となる現場労働者を使用しない場合は、その理由等を掛金収納書提出用台紙の「4. その他」の欄に記入し、発注者に報告すること。

なお、この場合には、上記1, 2, 3は適用しないものとする。

※ 上記1～3の書類については、独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部の書式を使用すること。